

# 記録関連運営管理機関における運用改善等の取組み

## 事務品質および利便性の向上に向けた現状の取組み

### ○加入者等向けの手続案内の分かりやすさ改善および手続負担の軽減等

- ・ 裁定請求書類の記入負担低減（記入項目削減、記入例充実等）
- ・ 加入者向けFAQサイトの開設、掲載内容の改善
- ・ 裁定請求時の提出書類の簡素化（印鑑証明書等）
- ・ 加入者向け各種案内資料の改善（資格喪失時案内、裁定請求時案内等）
- ・ 各種提出書類への押印廃止（裁定請求、移換申出等）
- ・ 加入者宛て通知の電子化（個人別管理資産額の定期通知等）

### ○委託元運営管理機関・事業主と連携した事務の堅確化および手続勧奨等

- ・ 事業主向け情報提供サイトの開設
- ・ 加入者の登録不備懸念対象者情報の連携
- ・ 事務手続マニュアル等資料、動画、FAQの改善
- ・ 企業型加入者資格喪失後の移換未手続対象者情報の連携

### ○RK間の情報連携による自動移換の抑制および支給要件の確認等

- ・ 【自動移換前移換】企業型資格喪失6カ月経過後、同一人物のDC口座保有状況をRK間で確認し、口座があった場合には移換手続きを実施
- ・ 【自動移換後移換】口座開設後、同一人物が自動移換者ではないかをRKが確認し、自動移換者であった場合には移換手続きを実施
- ・ 老齢給付金裁定時に、同一人物の口座が他にないかをRK間で確認し、口座があった場合には通算加入者等期間を合算し支給可否を判断

## 今後の運用改善等に向けた課題認識

### ○移換に伴うRK間授受情報の電子化

- ・ 移換した際、加入記録（原簿/帳簿）を移換先RKに引き継ぐこととなっているが、現状は紙媒体で送付。これを電子化することで、システム対応は必要となるが、加入記録の登録効率化や紙出力および配送のコスト削減等のメリットが見込まれる。
- ・ 実務上、移換先RKでは不要な加入記録も、法令上、引継対象となっているため、実務に合わせた法令等の整備が必要。

### ○オンライン化の更なる推進やWEB受付手続きの拡大

- ・ 引き続き、利便性向上に資する各種手続きのオンライン化を推進。あわせて、デジタル手続きに不慣れな層に配慮し、紙申請やコールセンター等の代替手段も一定程度確保。十分なセキュリティ対策を講じて安心安全な運用を徹底するとともに、紙と電子の二重運用によるコスト増加の抑制策も要検討。
- ・ 一部の手続きにおいて、法令上、RKへの届出は書面に限定されているため、オンライン化に合わせた法令等の整備が必要。

### ○商品除外手続きの簡素化

- ・ 商品除外にあたっては、法令上、除外運用方法指図者に対する同意取得および完了連絡を、運用関連運営管理機関から除外運用方法指図者へ個別に実施する必要があり、都度、RKから運用関連運営管理機関に対象者のデータを提供している。以下のように手続きを見直すことで、商品除外対応の円滑化やコスト削減等、制度全体としてのメリットが見込まれる。これを実現するためには法令等の整備が必要。
  - ✓ 保有商品の売却を伴わない商品除外については、個人別管理資産への影響が限定的であることから、運用方法の選定・提示と同様に、運用関連運営管理機関の手続きや労使合意により商品除外を可能とし、除外運用方法指図者からの同意取得を不要にできないか。また、除外決定後の完了連絡についても、対象者への個別通知ではなく、一斉周知を可とできないか。